

令和2年度

公益財団法人鹿児島県民総合保健センター職員採用試験案内

公益財団法人鹿児島県民総合保健センター

受付期間	令和2年11月9日(月)～12月4日(金)
試験日	令和2年12月13日(日)

1 採用職種・採用予定人員

採用職種	採用予定人員
事務職	若干名
事務職(総合職)	
臨床検査技師(細胞検査士又は細胞検査を希望する者)	
保健師	
看護師	

2 主な業務内容

事務職	健診に係る計画調整、渉外、企画及び一般事務
事務職(総合職)	巡回健診における検診車運転及び健診事務総括等
臨床検査技師	細胞検査、臨床検査業務等
保健師	巡回健診及び施設健診における特定保健指導・健診等
看護師	巡回健診及び施設健診における採血・診察補助等

3 採用予定年月日

令和3年4月1日(3ヵ月間は試用期間)

4 受験資格

《最終合格後、受験資格に該当しないことが明らかになった場合は、合格を取消す。》

(1) 事務職については、次のとおりとします。

ア 昭和60年4月2日(35歳)以降に生まれた者

(年齢は令和3年3月末現在の満年齢)

イ 本所及び支所等のどこでも勤務できる者

ウ 大学(4年制以上のもの)を卒業した者若しくは令和3年3月31日までに大学卒業見込みの者又はこれらと同等の資格があると認められる者

(2) 事務職(総合職)については、次のとおりとします。

- ア 昭和45年4月2日(50歳)以降に生まれた者
(年齢は令和3年3月末現在の満年齢)
- イ 本所及び支所等のどこでも勤務できる者
- ウ 高等学校を卒業した者若しくは同等の資格があると認められる者
- エ 大型自動車免許取得者

(3) 臨床検査技師については、次のとおりとします。

- ア 本所及び支所等のどこでも勤務できる者
- イ 臨床検査技師の免許取得者又は令和3年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者
なお、採用に当たっては、免許取得を必要とする。

(4) 保健師・看護師については、次のとおりとします。

- ア 本所及び支所等のどこでも勤務できる者
- イ 保健師・看護師の免許取得者又は令和3年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者
なお、採用に当たっては、免許取得を必要とする。

(5) (1)(2)(3)及び(4)のほか、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 試験日・試験会場

区分	日 時	会 場
第一次試験	令和2年12月13日(日) 集合時刻9:00 事務職 9:15~12:00 事務職(総合職) 9:15~12:25 臨床検査技師 } 保健師 } 9:15~11:15 看護師 }	国立大学法人鹿児島大学 【郡元キャンパス】 (鹿児島市郡元1丁目21番24号) 事務職、臨床検査技師、保健師、看護師 理学部2号館1階 220号講義室 事務職(総合職) 理学部2号館1階 211号講義室
第二次試験	令和3年1月中旬 (第一次試験合格者に対して行います)	公益財団法人 鹿児島県民総合保健センター (鹿児島市下伊敷三丁目1番7号)

6 試験内容

(1) 第一次試験

区分	試験種目	内 容
事務職	教養試験 (2時間) (9:15～11:15)	大学卒業程度の社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について、択一式により行います。
	事務適性検査 (10分) (11:50～12:00)	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみます。
事務職(総合職)	教養試験 (1時間30分) (9:15～10:45)	高校卒業程度の社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文書理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力について、択一式により行います。
	作文試験 (1時間30分) (10:55～12:25)	与えられたテーマについて、作文試験を行います。(800字以内)
臨床検査技師 保健師 看護師	教養試験 (2時間) (9:15～11:15)	短大卒業程度の社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について、択一式により行います。

(2) 第二次試験

区分	試験種目	内 容
事務職 臨床検査技師 保健師 看護師	小論文試験 (1時間30分)	理解力、構成力、表現力等について、記述式により行います。(800字以内)
	職場適応性検査 (20分)	職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみます。
	面接試験	人物について、個別面接により行います。
事務職(総合職)	職場適応性検査 (20分)	職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみます。
	面接試験	人物について、個別面接により行います。
	運転技能試験	大型検診車による実技試験を行います。

7 健康診断

採用予定者のみ、別途通知します。

8 合格発表

(1) 第一次試験合格発表

令和2年12月下旬までに、合格者には文書で通知します。また、合格発表日の10時以降に当センターのホームページに、合格者の受験番号を掲載します。

(2) 最終合格発表

令和3年1月下旬までに、試験結果を文書で通知します。

9 給与・休日・勤務時間等

給与は、「公益財団法人鹿児島県民総合保健センター職員給与規程」に基づき支給されます。

令和2年4月1日現在では、基準となる給料月額は次のとおりとなりますが、職務経験等のある場合には、この額に一定基準で加算されることがあります。

- 【給料月額】 事務職(大卒) 172,200円
事務職(総合職)(高卒) 151,000円
臨床検査技師(大卒) 188,900円、(短大三卒) 177,900円
保健師(大卒) 210,400円、(短大三卒) 201,300円
看護師(短大三卒) 201,300円、(短大卒) 192,900円
上記の給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等が、それぞれの手当条件に応じて支給されます。
- 【定期昇給】 年1回
- 【賞与】 期末手当・勤勉手当 年2回
- 【休日・休暇】 土曜日、日曜日、祝日、年次有給休暇、年末年始休暇、夏季休暇
結婚休暇、弔祭休暇等
- 【勤務地】 本所(鹿児島市)
肝属支所及び県民健康プラザ健康増進センター(鹿屋市)
- 【勤務時間】 8時30分から17時15分まで
(12時00分から13時00分までは休憩時間)
*配属先によっては、勤務時間の変更有
- 【福利厚生】 各種社会保険制度適用(健康保険、厚生年金保険、雇用保険等)
定期健康診断の実施等
- 【定年】 60歳(再雇用制度有)

10 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込に関する問合せ先

公益財団法人鹿児島県民総合保健センター 総務部 総務課

〒890-8511 鹿児島市下伊敷三丁目1番7号

(代表) TEL (099) 220-2332

(ダイヤル) TEL (099) 220-2664 (総務課直通)

(ホームページ URL) <http://www.kpchc.or.jp>

(2) 受験手続

ア 提出書類

- (ア) 直筆の履歴書（上半身写真貼付）…………… 1 通
なお、受験する職種を履歴書の左上に朱書きしてください。
(原則として日本工業規格(JIS)の履歴書用紙を使用してください。)
- (イ) 運転免許証の写し…………… 1 通
- (ウ) 運転記録証明書（5年分）…………… 1 通
((イ)(ウ)は事務職(総合職)の受験者のみ)
- (エ) 臨床検査技師（細胞検査士）・保健師・看護師免許証の写し…………… 1 通
(臨床検査技師・保健師・看護師の受験者で免許取得者のみ)
- (オ) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書…………… 1 通
(卒業証書の写しでも可)
- (カ) 最終学校の成績証明書…………… 1 通
(臨床検査技師・保健師・看護師免許取得者は除く)
- (キ) 84円切手を貼った宛先明記の返信用「長3封筒」…………… 1 通
- ※ 臨床検査技師・保健師・看護師については、(オ)、(カ)は
臨床検査技師・保健師・看護師養成学校の証明書
- ※ 学校教育法施行規則第28条第2項に基づき、成績証明書の保存期間
が過ぎている者は発行不可証明書

イ 書類の提出先

公益財団法人鹿児島県民総合保健センター 総務部 総務課

(3) 受験申込みの受付期間及び受付時間

ア 受付期間 令和2年11月9日（月）～12月4日（金）

（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

※ 郵送の場合は、12月4日(金)までの消印があるものに限り
受け付けます。

イ 受付時間 9時から17時まで

1.1 注意事項

- (1) 受験手続完了後、改めて試験通知をしますが、試験日の4日前までに通知が届かない場合はご連絡ください。
- (2) 提出された書類については、当センターで廃棄するので返却いたしませんのであらかじめご承知願います。
- (3) 臨床検査技師・保健師・看護師については、当該技師免許を取得できない場合は、採用できませんのであらかじめご承知願います。
- (4) 試験会場に駐車場はありませんので、公共交通機関等を利用してください。
- (5) 試験会場（敷地内を含む）は、全て禁煙です。
- (6) 携帯電話、下敷き、定規、計算尺、電卓、計算機能付きの時計や情報機器端末を有するもの等の使用は禁止します。
特に、携帯電話は時計としての使用もできません。